

報告第 1 1 9 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日承認

産業労働部会の事務事業詳細調整について

産業労働部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

## 詳細調整報告項目一覽

専門部会	分科会	番号	項目名
9 産業労働部会	1 労政分科会	4	営業証明発行
	6 農政分科会	10	認定農業者育成支援事業
		11	中山間地域直接支払事業
		17	環境型農業推進事業
		22	産地育成対策事業

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	産業労働	分科会名	労政
-----	------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
4 営業証明発行	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 1件あたりの手数料を200円とする。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発行場所 新市においては、商工担当部署での発行とし、各総合支所でも発行する。</li> <li>2 発行方法 営業届に基づき、内容を審査した後に営業届証明として発行する。</li> </ol>	

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	産業労働	<b>分科会名</b>	農政
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
10 認定農業者育成支援事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市における利子補給については、新たな制度を制定し調整を図る。</li> <li>ただし、現在利子補給を行っているものについては、新市に引き継ぐ。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">新たな制度案</p> <p style="margin-left: 40px;">【対象貸付資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化資金（スーパーL）</li> <li>農業経営改善促進資金（スーパーS）</li> <li>農業近代化資金・農業改良資金</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【利子補給率】 0.5%以内</p> <p style="margin-left: 40px;">【交付期間】 10年</p> <p style="margin-left: 40px;">【交付時期】 2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の認定については、新たに制度を制定する。</li> <li>・認定機関、融資決定機関については、津市の例により調整する。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利子補給事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象貸付資金                   <ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化資金（スーパーL）、農業近代化資金</li> </ul> </li> <li>(2) 利子補給率                   <ul style="list-style-type: none"> <li>0.5%以内</li> </ul> </li> <li>(3) 交付期間                   <ul style="list-style-type: none"> <li>10年</li> </ul> </li> <li>(4) 交付時期                   <ul style="list-style-type: none"> <li>2月</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 新規認定農業者の認定               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定農業者の認定                   <ul style="list-style-type: none"> <li>新規認定農業者の認定については、平坦地域と中山間地域に分けた、所得による農業経営の指標を設ける。</li> </ul> </li> <li>(2) 認定審査                   <ul style="list-style-type: none"> <li>新市農業経営基盤強化促進協議会を設置する。</li> <li>構成は、農業委員会委員、県の関係機関職員、農業協同組合職員、市農政担当</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3 融資審査               <ul style="list-style-type: none"> <li>新市特別融資制度推進会議を設置する。</li> <li>構成は、農業委員会委員、県の関係機関職員、農業協同組合職員、融資機関、市農政担当</li> </ul> </li> </ol>	

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	産業労働	<b>分科会名</b>	農政
------------	------	-------------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考																									
11 中山間地域直接支払事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <p>・国の補助事業で平成16年度で終了予定であるが、現在事業の延長について検討されていることから、国の動向を見ながら調整を図る。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>中山間地域等直接支払制度は、国の制度が平成17年度から21年度までの5年間継続実施される。</p> <p>1 目的 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図り、多面的機能を確保する。</p> <p>2 対象地域 特定農山村法等地域振興立法8法の指定地域及び地域の実情に応じて、都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域</p> <p>3 対象農地 (1) 急傾斜農地（田1/20以上、畑、草地及び牧草放牧地15度以上） (2) 自然条件により小区画・不整形な田（大多数が30a未満で平均20a以下） (3) 草地比率の高い（70%以上）地域の草地 (4) 新市長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地で田1/100以上、畑・草地・採草放牧地8度以上、高齢化比率・耕作放棄地率の高い農地） (5) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地</p> <p>4 対象行為 集落協定に基づき、次のとおりとする。 (1) 集落の将来像を明確にした活動計画の下で、5年間以上継続して行われる農業生産活動の実施 (2) 一定の要件の下で、農用地保全体制の整備や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動の実施</p> <p>5 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター生産組織等を含む）</p> <p>6 交付単価</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当り単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>急傾斜</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 4の対象行為において、(2)を実施しない場合には、表の単価の8割の単価とする。 (2) 以下の取り組みを実施する場合は、取組に応じて田で500円～1,500円/10a、畑・草地で500円/10a等の上乗せを行う。 ア 担い手への農地利用集積を新たに一定割合以上行う場合 イ 新規就農者や担い手が条件が不利な農地を引き受けて規模拡大する場合 ウ 一定規模以上の耕作放棄地の復旧を行う場合 エ 法人を設立する場合</p> <p>7 美杉村棚田保全事業については、廃止する。</p>	地目	区分	10a当り単価	田	急傾斜	21,000円	緩傾斜	8,000円	畑	急傾斜	11,500円	緩傾斜	3,500円	草地	急傾斜	10,500円	緩傾斜	3,000円	草地比率の高い草地	1,500円	採草放牧地	急傾斜	1,000円	緩傾斜	300円	
地目	区分	10a当り単価																										
田	急傾斜	21,000円																										
	緩傾斜	8,000円																										
畑	急傾斜	11,500円																										
	緩傾斜	3,500円																										
草地	急傾斜	10,500円																										
	緩傾斜	3,000円																										
	草地比率の高い草地	1,500円																										
採草放牧地	急傾斜	1,000円																										
	緩傾斜	300円																										

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	産業労働	分科会名	農政
区 分	統一時期	調整結果	備 考
17 環境型農業推進事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境農業を推進するための新たな制度を設け、その中で調整を図っていく。</li> <li>・農業廃プラスチックについては、19年度までの3箇年は一志町の例により調整するが、19年度以降は廃止も含めて見直しを行う。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全型農業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的 環境と調和が取れた農業生産を推進し、消費者の信頼感・安心感を確保するため、環境負荷が少ない農業生産技術の導入等に対して助成を行う。</li> <li>(2) 対象者 持続性の高い農業生産方式の導入計画を認定された農業者及び有機栽培JAS認定農業者並びに市長が認めた環境型農業に取り組む農業者及び農業団体</li> <li>(3) 対象経費 農業技術の研究・開発及び導入等に要する経費</li> <li>(4) 補助金 補助額の上限は、対象経費の1/3以内とし、予算の範囲内で交付する。</li> </ol> </li> <li>2 農業用廃プラスチック処理               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「三重県農業用使用済プラスチック処理適正処理基本方針」に基づき、処理された農業用廃プラスチックの処理費に対して助成を行う。</li> <li>(2) 対象者 農業者</li> <li>(3) 対象経費 農業用廃プラスチックの処理に要する経費</li> <li>(4) 補助金 補助額の上限は、対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で交付する。</li> </ol> </li> </ol>	
22 産地育成対策事業	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麦、大豆以外の産地育成事業として新たな制度を設け、調整を図っていく。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 主要農作物以外の農作物によって、農業経営の安定化を図るとともに、地域の特性を活かした野菜等の産地育成を図る。</li> <li>2 対象者及び要件               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定農業者を含む3戸以上の農業者及び生産者団体で、米の生産調整実施者</li> <li>(2) 新市長が認めた奨励農作物で、販売実績があるもの。ただし、試験栽培を目的とする場合はこの限りではない。</li> </ol> </li> <li>3 対象経費 奨励農作物の種子及び苗の購入に要する経費</li> <li>4 補助金 補助額の上限は経費の1/3以内とし、予算の範囲内で交付する。</li> </ol>	